

◆モデル施設・サービス内容の構築

1. 「国」が確立した認知症の標準サービスのモデル施設を設立（認定施設）
 - ⇒「こういう形を求めている」という基礎となるモデル施設を作り、サービスのあり方、考え方を普及
 - ⇒実践的に学べる教育の場とし、モデル施設に対し教育指導できる職員配置の補助を行う
2. 地域での支えあいモデルの構築（訪問介護・訪問看護・通所介護・短期入所生活介護・かかりつけ医・小規模多機能・グループホーム相互の連携）